玄望園地区地区計画　変更理由書

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第２６号）の施行に伴い、建築基準法の一部が改正されたことから、従前と同様の制限内容とするために所要の変更を行う。

○地区整備計画の変更が必要となる法改正内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法律 | 改正後 | 改正前 | 備考 |
| 建築基準法 | 第４８条各項に規定される用途地域等  １　第一種低層住居専用地域  ・・・　略  ７　準住居地域  ８　田園住居地域  ９　近隣商業地域  １０　商業地域  １１　準工業地域  １２　工業地域  １３　工業専用地域  ・・・　略 | 第４８条各項に規定される用途地域等  １　第一種低層住居専用地域  ・・・　略  ７　準住居地域  ８　近隣商業地域  ９　商業地域  １０　準工業地域  １１　工業地域  １２　工業専用地域  ・・・　略 | 建築基準法（以下「法」。）が改正され、新たに田園住居地域が創設されることから、法第４８条第８項に同地域の建築物の制限が加わる。  このため、玄望園地区地区計画の地区整備計画において引用する法の項ズレが生じる。 |